

## 支援員（ボランティア）募集

### ●養成講座及び専門講座の開催

毎年、支援活動に従事する支援員の養成講座を開催しています。講義と実践を含む内容です。一般犯罪(事件、事故)に関する被害者支援のための基礎講座(全15コマ)を受講していただけます。また、性暴力等特定の犯罪に関する専門講座を開催しています。受講料無料、資料代(各2000円)です。専門講座は、基礎講座終了後の受講となります。相談経験を有する方、職務上必要で受講を希望される方は、事前に事務局へご相談ください。

### ●応募資格

- 年齢25歳以上の健康な方
- 被害者支援活動に理解と意欲があり、支援活動に従事できる方
- 情報を守秘できる方
- その他、職務上、被害者支援について学ぶ必要のある方(各種相談、行政窓口担当者等)

### 講座修了後

### ●相談支援員への登録

支援員を希望してくださる方には、まず面接で詳しい内容をご説明したうえで、講座を受講していただき、審査(書類・適正・面接)をさせていただいた後、支援員として認定・登録し、支援活動にあたっていただきます。お問い合わせ(088-854-7511)まで

## 会員・賛助会員・ご寄附のお願い

こうち被害者支援センターの活動は、会員の皆様からの会費・寄附金と県や市町村の補助金・委託金・助成金等によって運営されています。犯罪被害者等支援の趣旨にご賛同いただける方のご入会・ご寄附をお待ちしています。

年会費	個人	1口	2,000円
	団体・法人	1口	10,000円
ご寄附	随時受け付けております		

※認定NPO法人のため税制上の優遇措置がございます。

## 犯罪被害に関する出張相談会 相談無料

東部地区 安芸市	偶数月第3火曜日 13:30~15:30
西部地区 四万十市	奇数月第3火曜日 13:30~15:30

※弁護士と犯罪被害相談員が相談をお受けします。出来るだけ事前にお申し込みください。

会員募集、ご入会・ご寄附、支援員募集のお問い合わせは

高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
認定特定非営利活動法人

## こうち被害者支援センター 事務局

〒780-0928 高知市越前町  
TEL.088-854-7511  
FAX.088-854-7522

こうち被害者支援センター 検索



2021.7



高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
認定特定非営利活動法人

## こうち被害者支援センター

認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターは、平成24年8月30日に、高知県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

- 犯罪被害者やその家族、ご遺族が受けた精神的被害等を早期に軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的とした、公安委員会が指定した民間の団体です。
- 犯罪被害を受けた後すぐに適切な支援を受けると立ち直りが早くなったりすることが知られていますが、被害直後は、混乱したりショック状態から、自分から支援を求めることができにくくなっています。
- そこで、被害者等の同意があれば、警察本部から早期援助団体である支援センターに被害者の氏名・住所・どんな被害にあったかを伝え、同センターから被害者等にご連絡をし支援を始めます。

### \* 支援員の養成講座と研修

新しい支援員の養成を目的とした「養成講座」を行うほか、継続的に専門講師による研修を行って、相談・支援技術の向上を図っています。

### \* 広報・啓発活動

講演会・シンポジウムの開催や街頭キャンペーンでのリーフレット配布等、被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知する広報・啓発活動を行います。

### \* 県制度

高知県では、重大な犯罪被害によって生命、身体の被害に遭われた方やそのご遺族の経済的な負担の軽減を図るため、高知県犯罪被害者等支援に関する指針（令和3年3月策定）に基づき、犯罪被害からの回復に必要な資金の一部を補助する制度を創設しました。

制度の利用については、面接相談が必要です。お電話でお問い合わせください。

認定 NPO 法人こうち被害者支援センター

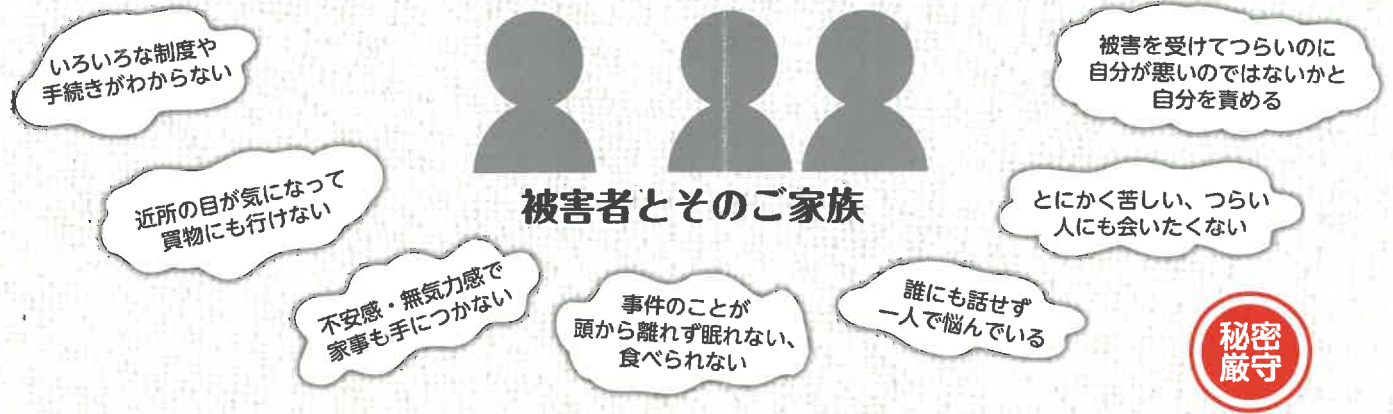
電話 088-854-7867 (ナヤマナ)  
受付 月曜日から金曜日（土日祝 年末年始を除く）  
10時から16時まで

制度に関する  
問合せ先 県庁文化生活スポーツ部 県民生活課

電話 088-823-9340  
受付 月曜日から金曜日（土日祝 年末年始を除く）  
9時から16時まで

# みんなで支えていきます

家族では解決できないこと、家族だから口にできないこと、そんな悩みを一人で抱えて苦しんでいるあなたと一緒に考え、被害者に関わる機関と連携してサポートします。



### \* 電話相談・面接相談

専門的な研修を受けた支援員等が電話・面談相談を受けています。必要に応じて弁護士・臨床心理士による専門相談も行います。



### \* 関係機関との連携による支援

被害者支援に関わる関係機関や団体と連携を図り、被害者に寄り添い支援を行います。

### \* 付添などの直接支援

「犯罪被害者等給付金」の申請のお手伝いをしたり、ご要望に応じて病院・警察署・裁判所等への付き添いや被害者参加裁判への付き添い、傍聴支援等、直接的な支援を行います。自宅訪問も可能です。



## 相談電話

ナヤマナ  
**088-854-7867**

相談・支援は無料です

●毎週月～金（10:00～16:00）  
※土日祝 年末年始は休みます。